◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.94 2013.8.31 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

******* ◇◆ 目次 ◆◇ *********

- 1【注目情報】 間違えやすい"クーリング・オフ"
- 2 アイネスからのお知らせ

■ 【注目情報】間違えやすい"クーリング・オフ"

アイネスに寄せられる相談の中で意外と多いのが、「店舗での買い物をクーリング・オフ したい。」などといった『クーリング・オフ』についての誤解です。

【クーリング・オフ制度とは】

クーリング・オフ制度は、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す機会を確保するものです。

私たちが日々の生活で受けている有料のサービスや商品の購入は「契約」にあたり、一旦 契約が成立すると、消費者は原則として一方的に解約することはできません。

しかし、訪問販売のような不意打ち的な取引なとでは、知識や情報の少ない消費者にとって不利な場合が多く見られます。

そこで、消費者を保護するため、特定の取引に限って、契約後でも一定期間内であれば、 無条件で契約を解除できる制度が『クーリング・オフ』です。これにより、支払済のお金は 全額返金してもらえますし、商品の返送料も負担する必要はありません。

【クーリング・オフ可能な取引と可能期間】

法律ではクーリング・オフについて、次のとおり定められています。

主な取引内容と可能期間は次のとおりです。

- ①訪問販売(キャッチセールスなど店舗外での販売を含む):8日間
- ②訪問購入(業者が自宅を訪ね、商品の買い取りを行うもの…押し買い):8日間
- ③電話勧誘販売(電話をかけさせられた場合を含む):8日間
- ④特定継続的役務提供(エステ、パソコン・外国語の教室、塾、家庭教師、結婚相談所 …契約金額が5万円を超える契約のみ):8日間
- ⑤連鎖販売取引(マルチ商法):20日間
- ⑥業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法…収入が得られると言って、仕事紹介の登録料やモニター料等を支払わせるもの):20日間
- ◎次の場合は、期間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。
 - ・契約書面にクーリング・オフの記載がなかったり、契約書を受け取っていない場合
 - ・「クーリング・オフができない」など、業者がうそを言って契約した場合
 - ・脅されて手続きができなかった場合

【クーリング・オフできない取引】

次のような取引には、クーリング・オフはできません。

- ①自分から店に行っての買い物や契約…可能取引のうち④~⑥は店舗での契約も可能
- ②通信販売…ただし、広告やインターネット画面に返品特約の表示(未開封に限って返品可、返品不可など)をしていない場合は、8日間は可能(送料は本人負担)
- ③3千円未満の商品を、現金で購入した場合
- ④訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供による取引で、健康食品、化粧品等で、 使用・開封したもの(販売員から試すよう言われて使用した場合を除く)
- ⑤他の法律が優先される契約…ブロバイダ等の通信契約、乗用自動車、葬式等
- ⑥営業目的の契約、農協や生協などがそれぞれの組合員に行う販売 等

【クーリング・オフの手続き】

クーリング・オフの手続きは、必ず書面で行います。

- ・クレジット契約している場合は、販売会社とクレジット会社双方に通知
- ・簡易書留など証拠の残る方法で送り、コピーを取り(ハガキは両面)、保管
- ◎ハガキの書き方などは、こちらをご覧ください。

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

◎手続きや書き方が分からない場合や、トラブルに遭い困った時はご相談ください。

■ 消費生活センター・消費生活相談窓口のお知らせ

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県内の全ての市町村に、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口 に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン: 0570-064-370 》

☆ 県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

- ◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)
 - ・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30
 - · 相談電話: 097-534-0999
- ◇ 消費生活特別相談
 - ・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00
 - ・ 相談電話: 097-534-0999
- ◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)
 - ・ 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30
 - ・ 相談電話: 097-536-5000

★ メルマガバックナンバー (これまでの配信状況は、こちらからご覧ください) http://cms.ncsv.pref.oita.jp/soshiki/detail.php?lif_id=235347

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、<u>お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望</u>と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

〇申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: a13040@pref.oita.lg.jp
